

埼玉県立文書館子供体験事業ボランティア活動要項

1 趣旨

この要項は、埼玉県立文書館（以下「文書館」という。）が実施する児童・生徒を対象とした事業に関するボランティア（以下、「ボランティア」という。）の活動について必要な事項を定めるものとする。

2 ボランティアの活動内容

ボランティア参加者（以下、「参加者」という。）の活動内容は、文書館が実施する児童・生徒を対象とした事業に関するもので、次のとおりとする。

- (1) 子供たちの物づくり作業の指導補助
- (2) 子供たちの野外観察の引率補助
- (3) その他児童・生徒を対象とした事業に関する活動の補助

3 登録手続

- (1) ボランティア活動に参加を希望する者は、「埼玉県立文書館子供体験事業ボランティア登録カード」に必要事項を記入して提出する。
- (2) ボランティアの登録期間は1年間とする。
- (3) 参加者はボランティア保険に加入するものとする。保険料は文書館の負担とする。

4 活動日等

- (1) 参加者は、原則として登録時に申し出た活動予定日にボランティア活動を行うものとする。
- (2) ボランティア担当の職員は、参加者の活動日等に関して必要な連絡・調整を行う。

5 参加証

文書館は、毎年度末に、ボランティアの参加証を発行する。

6 その他

- (1) 文書館は、参加者に名札を支給し、参加者は館内で着用する。
- (2) 参加者は、活動終了後に日誌を記入し、提出する。
- (3) 参加者は、ボランティア活動を通じて知り得た個人に関する情報などを他人に漏らしてはいけない。